

新型コロナウイルス感染症等に係る税の減免について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る令和3年度固定資産税の負担を軽減します。

2 対象となる方

(1) 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人

ただし、「同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人」又は「複数の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人」を除く。

※大規模法人とは「資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人」、「資本金もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人」又は「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等との間に当該法人による完全支配関係がある法人」

(2) 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(3) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

3 減免の基準

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高の合計を前年の同期間と比較し、売上高減少の程度に応じた減免を適用します。

売上高の減少率	減免の割合
30%以上 50%未満 減少	半額免除
50%以上 減少	全額免除

※売上高の減少率が30%未満の方は減免の対象外となります。

4 対象となる資産

償却資産及び事業用家屋（※土地は対象外）

5 対象となる年度

令和3年度の固定資産税

6 減免の手続きについて

本制度の適用について認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、商工会議所など）に認定を受けた後、町へ必要書類一式を提出していただきます。

(1) 申請期限

令和3年2月1日（月）※郵便の場合は当日消印有効

(2) 申請手続き

以下の書類について、認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの（確認印が押されたもの）を提出してください。

◆課税標準の特例措置に関する申告書

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告【原本】

（町民税務課窓口にて配布しているほか、町のホームページにて掲載しています）

◆収入減を証する書類

会計帳簿や青色申告決算書など【コピー可】

◆特例対象家屋の事業用割合を示す書類

青色申告決算書など【コピー可】

◆収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類【コピー可】

※償却資産がある場合は、償却資産申告書及び明細書も併せて提出してください。

7 提出・問い合わせ先

〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1

五霞町役場 町民税務課 固定資産税担当 電話番号：0280-84-1966